

別表六（二の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）若しくは措置法第66条の7第1項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）若しくは第66条の9の3第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は外国法人が法第144条の2（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 適格合併、適格分割又は適格現物出資が行われた場合の「14」から「17」までの各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度において減額された控除対象外国法人税の額（法第69条第1項又は第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいいます。以下2において同じです。）のうち未充当分の金額を含めて記載します。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。(3)において同じです。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下2において同じです。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。(3)において同じです。）の当該適格分割等の日の属する事業年度前の各事業年度において減額された控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）を含めて記載します。
 - (3) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の各事業年度において減額された控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額から当該適格分割等に係る分割承継法人等に移転した事業に係る部分の金額を控除した金額を記載します。